

令和3年度

# 教育行政執行方針

湧別町教育委員会

令和3年第1回湧別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要方針について申し上げます。

教育の使命は、人を育てることで未来を創造することであり  
ます。

今、教育に求められるものは、大きな社会変化を柔軟に受け止  
め、自ら判断し行動できる「生きる力」を持つ人材育成でありま  
す。

未来に向かって夢と希望を描き挑戦しながら、その知識を社  
会に生かす能力が求められています。

湧別町教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・  
「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子どもたちに、確かな  
学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛  
し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあっては、町民一人ひとりが、心の豊かさや生きが  
いを持ち生活するために、いつでも、どこでも、だれもが学ぶこ  
とのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

これを進める基本理念を「ふるさとを知り、ふるさとを好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、

目標の柱を

- 1 社会に参画できる実践的な能力をはぐくむ
- 2 自他を尊重し、ともに支える豊かな心をはぐくむ
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心をはぐくむ
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心をはぐくむ
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度をはぐくむ

の以上5つを教育目標に制定しております。

このような考えのもと、令和3年度に教育委員会として取り組む重点施策について申し上げます。

第一は、「地域に期待、信頼される学校づくりについて」であります。

本町では、優れた教育環境を確保するため全町に9年間を見通した小中一貫教育を行う義務教育学校の導入を進めております。

本年度は、本町2校目となる湧別地区義務教育学校を令和5年4月の開校に向け校舎建設に着手いたします。また、地域と学校による設立準備組織を設置して、9年間の一貫教育による義務教育学校のメリットを生かす学校づくりを進めてまいります。

一方、現在の「湧別町立小中学校適正配置計画」につきましては、本年度で計画が終了することから、来年度を計画開始年とする新たな「湧別町立小中学校適正配置計画」を地域や学校運営協議会等との協議を踏まえ、湧別町の小中義務教育学校の適正な配置計画を策定いたします。

学校現場での教員の働き方改革につきましては、『湧別町アクション・プラン』に沿って、校務支援システムなどのICT機器を活用した業務効率化や長時間勤務の縮減を図り、教員のゆとりのある教育活動を推進してまいります。

第二は、「学校教育における学力向上への取り組みについて」であります。

本町の全国学力・学習状況調査での平均学力は、小学校が全国平均と同等程度であり、中学校が全国平均に近いところまで到達しております。

さらに学力向上を図るため、北海道大学と連携して、教員から一方的に知識を詰め込むのではなく、子どもたち一人ひとりが自ら課題を見つけ、お互いの意見を出して学び合う、主体的・対話的な授業スタイルを町内全ての学校で推進してまいります。

また、昨年度より取り組んでいる湧別小学校を主体校とし、町内すべての学校における授業改善や指導力向上に向けた「湧別町型学校力向上事業」を実施しており、昨年度に続き大学講師を招聘し公開授業と研修を行い、すべての学校と教員が足並みをそろえて授業改革に取り組むことにより、子どもたちが「授業が分かってうれしい」「授業が楽しい」と自覚できるよう取り組んでまいります。

また、国のGIGAスクール構想により整備しました、1人1台のパソコンを活用した授業がスタートしますので、パソコン

を身近な学習道具として利用し、デジタル教科書や教材を活用することで深い学びにつながるよう授業改善を図ってまいります。また、長期休業中などにおける端末パソコンの家庭での利用も検討してまいります。

さらに、北海道大学との連携協定を生かして、大学の教授陣を招聘し、町内学校の組織力や指導形態など多角的な検証を行い、学校教育を様々な面から高める取り組みを実践してまいります。

第三は、「安全・安心な学校づくりの推進について」であります。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、家庭とも連携しながら万全な感染予防対策を講じて安全な校内環境づくりを行い、あわせてオンライン授業の実施体制を整え臨時休校時でも、より質の高い授業を行えるよう実施体制を整えてまいります。

また、登下校の安全確保のため警察や各道路管理者との連携により昨年度、湧別町の通学路交通安全プログラムを策定しま

したので、児童生徒はもちろん保護者や地域に周知するとともに、子どもたちの安全確保に努めてまいります。

第四は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

道徳教育では、お互いの価値観を認め合い、自分を見つめ、他者の立場を尊重することができるよう、指導の充実を図ってまいります。

また、読書活動を通して豊かな心を育めるよう、町の図書館や地域との連携により学校図書室の充実を図ってまいります。

いじめ対策では、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることと十分認識し、日常的な指導やアンケート調査等を行い未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

不登校問題では、日常的に児童生徒の変化に留意しながら教育相談を実施して早期解決に努めるとともに、家庭や関係機関との連携を図ってまいります。

第五は、「特別支援教育について」であります。

昨年度、湧別小学校を中心校とする通級指導教室を町内すべての学校に設置しました。支援を必要とする児童生徒が生き生きと学ぶことができるよう、個別指導を行ってまいります。

また、特別支援教育のセンター的機能を担っている湧別小学校や各学校、並びに医療・保健福祉など関係機関との連携を図りながら特別支援教育の充実を図ってまいります。

第六は、「中高一貫教育の充実について」であります。

中学校・義務教育学校後期課程と湧別高校の中高一貫教育は、キャリア教育を主とした6年間の一貫教育を実践しております。

昨年度からは小学校1年生から自分の将来像を描いて記録するキャリアパスポートの取り組みを開始しましたので、中高一貫教育との連携を図り個性を重視した教育を推進してまいります。

また、キャリア教育の他に、高校の先生が中学校で行う乗り入



れ授業、中高合同の講演会や部活動なども継続し、中高一貫教育の充実を図ってまいります。

第七は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

湧別高校は、地域とつながりをもつ活動を積極的に行うとともに、地域産業を中心としたキャリア教育を実践するなど、町にとって重要な高校であります。

このため、本年度も湧別高校の魅力化と入学者数の増加を図るため「北海道湧別高等学校存続対策事業」を実施し、各種助成により湧別高校の存続に取り組んでまいります。

第八は、「国際理解教育の推進について」であります。

外国語教育が小学校に導入され、グローバル化に対応できる人材育成が必要となっています。

新たに小学生を対象にした「英検チャレンジ事業」を開始し、小学校6年生までに英語検定資格の取得を支援します。

本年度は初年度であるため芭露学園前期課程と開盛小学校を先進実践校として実施し、将来は町内すべての小学校での取り組みに支援してまいります。

また、国際交流事業では、友好都市のニュージーランドのセルウィン町及びカナダのホワイトコート町と行っている、中学生・高校生の交換留学事業と相互交流事業は、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら実施してまいります。

第九は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設内における衛生管理の徹底に努めるとともに、安心して安全な地場産や北海道産の食材を優先的に使用し、児童生徒の心身の成長と健康を支えるうえで必要な、バランスのとれた給食を提供してまいります。

また、栄養教諭の指導により、学校給食を生きた教材として活

用し食の大切さや、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう努めてまいります。

本年度の給食費につきましては、昨年度同様1食当たり小学校247円、中学校285円で提供してまいります。

施設整備につきましては厨房機器等の更新を計画的に実施してまいります。

第十は、「社会教育の振興について」であります。

昨年度は社会教育の分野においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止や延期を余儀なくされ、様々な活動の自粛は生涯学習をはじめとする地域活動の機会や、人と人が直接顔を合わせる多くの機会が失われました。

本年度の社会教育施設の開館及び社会教育事業の開催にあたっては、基本的には国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や業種別ガイドライン等を参考に必要な対策を講じたうえで、町民の学習機会を提供してまいります。

社会教育全般では、「人、自然、ふるさとから学び、地域と共

に生きる」をテーマとした「第2次社会教育中期計画」が実行4年目を迎えます。これに基づき、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えるため、社会の変化に対応した学習機会を提供し、豊かな人間性を育める環境となるよう、それぞれの分野における取り組みを進めてまいります。

家庭教育に対する支援につきましては、多様で便利な生活が実現する一方で核家族化により家庭教育は孤立する傾向にあることから、子育ての悩みや不安が改善できるよう、子育て世代包括支援センターと連携強化を図り、情報の提供や共有、研修会の開催など、学習機会を提供し横断的な支援体制の充実を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、次世代を担う子どもたちや若者たちが心身ともに健やかに成長することは、地域社会にとって変わらぬ願いであります。

家庭や学校、地域、青少年指導センターをはじめとする関係団体との連携により、子どもたちの成長を促す学習機会の提供に努めるとともに、次代を担う中高生リーダーや成人指導者の養成にも努めてまいります。

成人教育につきましては、様々な多岐にわたる学習ニーズや課題に応じた学習機会や情報の提供に努めるほか、民間団体により開催されている「町民大学」や「ふるさと講座」につきましても、活動の輪がさらに広まるよう、支援に努めてまいります。

高齢者教育についてであります、「チューリップ生きがい大学」を中心に学習機会の提供を行っており、その運営にあたっては学生である高齢者のみなさんの自主的な活動により、学習・交流の場として生き生きと活動されております。

今後も加入者増に努め、高齢者の知識や経験が広く地域に活かされ、生きがいのある充実した生活につなげていただけるよう活動内容の充実にも努めてまいります。

生涯学習活動の拠点となる社会教育施設につきましては、いずれの施設も建設してから相当の年月が経過していることから、計画的な整備を進め、今後も町民が気持ち良く利用できる施設の管理運営に努めてまいります。

本年度につきましては、芭露畜産研修センター屋上防水工事、文化センターさざ波の外壁改修、湧別屋内ゲートボール場の人工芝張替工事などを計画しております。

第十一は、「スポーツ活動の振興について」であります。

スポーツは、体力の向上や、健康増進、精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持に資するものであります。

町民の多様なスポーツに係るニーズに対応できるよう年齢層に応じた各種大会や教室を開催し、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

体育協会をはじめスポーツ少年団などの団体育成につきましては、その活動の支援を図るとともに、スポーツ指導者の育成に努めてまいります。

また、町民の健康づくりや体力向上を図るため、運動指導職員による、健康運動教室やトレーニング室での運動指導を実施するほか、利用者個人に合ったトレーニングメニューの提供を行うなど、町民の健康づくりの推進に努めてまいります。併せて、町内各学校の部活動等における支援として、ストレッチやトレーニング方法などの指導助言に努めてまいります。

「上野カップ少年少女柔道大会」の開催や合宿誘致事業等による、交流人口の増加や町民への実技指導、交流などが図られる

よう引続き支援を行い、スポーツの普及と振興に努めてまいります。

第十二は、「芸術文化活動の振興について」であります。

優れた芸術文化は、創造力と感性を育むなど、心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであります。

本年度においても優れた芸術文化に触れる機会を提供するため、文化連盟をはじめとする各種団体の活動や、町民有志団体による鑑賞機会の提供を支援し、町内の芸術文化の普及に努めてまいります。

また、幼児・児童・生徒の芸術鑑賞事業や各種カルチャー教室をとおして、豊かな人間性を育む取り組みを進めてまいります。

第十三は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

文化財につきましては、郷土の歴史を伝える貴重な遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。

これまで年次的に実施している北海道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の発掘調査につきましては、本年度は文化庁の補助制度を活用して実施することとしておりますので、専門家による調査検討委員会を設置し、科学的分析など調査内容の充実に努めてまいります。

ふるさと館JRY・郷土館につきましては、収蔵資料の整理を進めるとともに、適正な保存に努めてまいります。

また、新たに郷土学習の支援策として、学校教育との連携による体験型学習プログラムを提供してまいります。

また遺跡見学や炊飯体験などの親子講座を実施し、町民が歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

**第十四は、「図書館活動の振興について」であります。**

図書館は、地域の情報や学習活動の重要な拠点施設であります。そのため、本や雑誌の継続的な購入、展示による本の紹介、



また郷土や図書に関する質問や相談への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。さらには各ボランティアとの協働による読書機会の提供などを行ってまいります。

また、「子どもの読書推進計画」に基づき、乳幼児を対象とした「ブックスタート」事業、5歳児を対象とした「ブックスタートプラス」事業を本年度も実施してまいります。

また、小中学生に対しましては、各学校と十分連携を図りながら学校図書室の整備支援をはじめ、学級配本や移動図書館車の運行などを実施し、読書普及活動の推進に努めてまいります。

以上、令和3年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げます。

教育委員会では、町民が生涯学びつづける環境づくりのため教育委員会一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆様及び町議会並びに教育関係者のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。